

令和3年10月から

オンライン資格確認システムが導入された医療機関等では

げんどがくてきょうにんていしょう

限度額適用認定証の提示が不要になりました！



マイナンバーカードなどが認定証として利用できます！

- マイナンバーカードなどが限度額適用認定証として利用できると、今まで事前に行っていた認定証の発行手続きが不要になります！**

高額な医療費の請求を受けて驚いた…。

急に入院をしてしまい、認定証の申請に行けない…。

引越しや転職の度に新しい認定証を申請するのが大変…。



こんなときに安心！
あわてなくてOK！

- なにが変わるの？**

① **医療機関・薬局等に、オンライン資格確認システムが導入されました。**

オンライン資格確認システムとは、医療機関・薬局等の窓口で、マイナンバーカードや保険証を利用し、オンライン上で、加入している医療保険の資格情報等を確認することができるシステムです。

医療機関等でのシステムの導入は、令和3年10月から始まり、令和5年3月末までにおおむねすべての医療機関等での導入を予定しています。なお、システムを導入した医療機関等の一覧は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに掲載されます。

② **マイナンバーカードの利用登録をすると、健康保険証として利用できます。**

令和3年10月から、オンライン資格確認システムが導入された医療機関等では、事前にマイナンバーカードの健康保険証利用の登録をしておく、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。なお、現在お持ちの健康保険証もこれまでと同様に使用できます。

③ **マイナンバーカードなどが、限度額適用認定証としても利用できます。**

今までは、事前に区へ申請し、認定証の交付を受け、医療機関等に提示をする必要があった「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても、医療機関等の窓口で本人が同意し、適用区分がシステムで確認できれば、認定証の発行手続きが不要になります。

※以下に該当する方は、引き続き、区へ限度額適用認定証の交付申請が必要です！

- ・オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関等にかかる場合
- ・申請月以前12か月に90日を超える長期の入院をされており、食事療養費が減額の対象になる場合
- ・国民健康保険料の滞納がある世帯の場合

- まずは登録！以下のQRコードから申請方法をチェック！**

★マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードの「申請方法」
はこちらへ！ ⇒



★マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードの「健康保険
証利用の登録」はこちらへ！ ⇒

